

兵庫県

平成28年度 性暴力被害者支援内閣府モデル事業 兵庫県

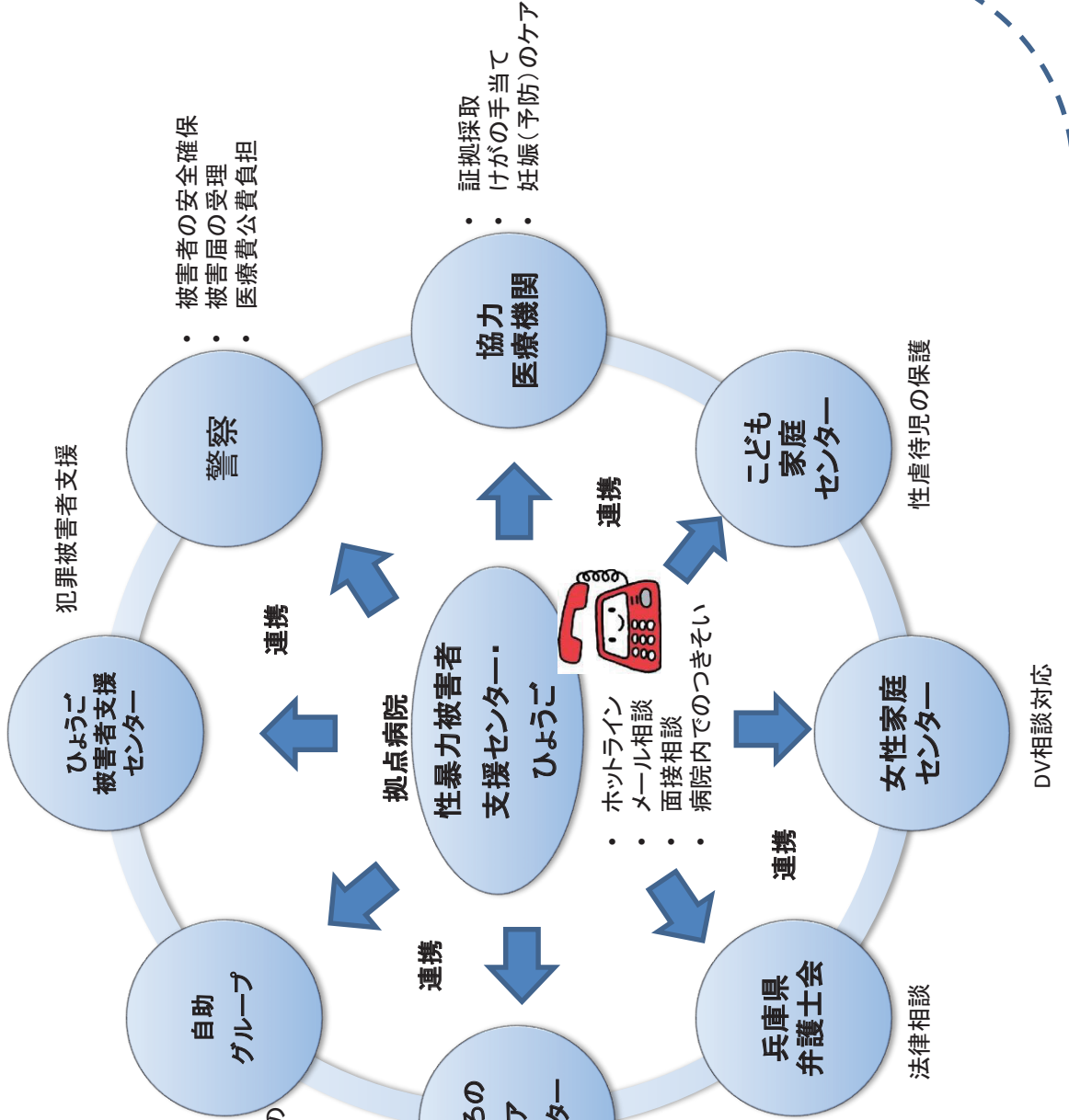
民間団体である病院拠点型の「性暴力被害者支援センター・ひょうご」が中心となり、兵庫県内6か所の医療機関で研修を行い、性暴力被害者支援ネットワークの整備・強化を行った。

バーチャル ワンストップ支援センター

被害者が自分に必要な情報を選択できるよう、ネット上に支援機関の情報を集約

【ネットワーク会議】 支援者間で情報を共有・更新

当事者同士の
つながり



【これまでの内閣府モデル事業】
 H26 性暴力被害者支援センター・ひょうごの支援体制確立
 H27 兵庫県下の支援機関へ出前講座 性教育講演

【今後の課題】

- ・ 支援員のスキルアップ
- ・ バーチャルワンストップ支援センターの周知
- ・ 産婦人科以外の小児科、精神科等も含めた医療支援体制の構築
- ・ 学校関係者や若年者向けの予防啓発

1. 実施前の課題

性暴力被害者支援においては、個々の背景や被害からの時間により要する支援内容が多岐にわたり、被害者のたらいまわしや二次的被害を受けることの無いよう本来ならばワンストップで支援を行うことが望ましい。しかしながら、広い兵庫県下においては1か所で支援を行うことが必ずしも被害者の利便性に寄与しない。また現状では、専門性が異なる他領域の支援機関がどのようなシステムで支援を行っているかといった情報について周知されているとはいいがたく、途切れない支援のためには関係する機関の情報共有が必要と考えられた。

2. 実施による成果目標

- ① インターネット上での性暴力被害者支援ネットワークの構築（同モデル事業）を目標に、各支援機関が連携し、発足に向けて意見交換することで上記課題を共有する。
- ② それぞれの機関が自機関のできることを情報交換する場を提供する。
- ③ 将来的に「バーチャルワンストップ支援センター」更新会議の基礎となる専門性の壁を超えた顔の見える関係を築く。

3. 実施結果

ワーキングプレ会議（モデル事業実施前に開催）

【日時】平成28年5月26日 13時～15時

【場所】尼崎総合医療センター5階メディカルバースセンターカンファレンス室

【参加団体】9機関

兵庫県健康福祉部こども局児童課

兵庫県弁護士会 両性の平等に関する委員会

兵庫県産婦人科学会理事

兵庫県警被害者支援室

兵庫県女性家庭センター

兵庫県こころのケアセンター

（公社）ひょうご被害者支援センター

兵庫県立尼崎総合医療センター

神戸市立医療センター中央市民病院

【会議の要約】

それぞれの機関が性暴力被害者支援の現状について報告した。ひきつづき「バーチャルワンストップ支援センター」の構想を説明したうえで企画についてのブレインストーミングを行った。次回の第一回会議までに自機関内で掲載する情報について精査し、必要な機関に声かけをすることを決定した。

第1回インターネット上での性暴力被害者支援ネットワーク構築のためのワーキング会議

【日時】2016年7月14日 13時～15時

【場所】神戸市勤労会館307号室

【参加団体】12機関

プレ会議に追加：兵庫県企画県民部男女家庭課、法テラス兵庫、兵庫県医師会

【会議の要約】

「バーチャルワンストップ支援センター」のデモを供覧した。兵庫県下の各地域において情報提供できる機関をそれぞれの領域で呼びかけるとともに、すでに情報掲載を決定している機関においては、自機関がウェブ内でどの条件下に表示されるのかウェブ公開までに確認することを決定した。

第2回インターネット上での性暴力被害者支援ネットワーク構築のためのワーキング会議

【日時】平成28年12月14日

【場所】兵庫県県庁1号館1A会議室

【参加団体】14機関

第1回に追加：神戸市男女共同参画課、性暴力被害者支援センター・ひょうご

【会議の要約】

各地の研修（同モデル事業）での「バーチャルワンストップ支援センター」の反響を報告し、各機関における本事業の周知に関して協議した。県の地域安全課よりワンストップ支援事業継続の可能性が示唆され、各機関より協力する意思が確認された。

4. 実施の成果

- ① 兵庫県下の性暴力被害に関わる各支援機関が協議を重ね「性暴力被害者のためのバーチャルワンストップ支援センター」を8月15日に公開した。
- ② 被害者が必要とする支援について時間軸で抽出し、各機関の支援内容を情報交換することで、「性暴力被害者支援」全体のなかで自機関がどの部分を担当するのかが明確になった。
- ③ 会議がすすむごとに参加機関が増加し、ネットワークの拡充に繋がった。
- ④ 「バーチャルワンストップ支援センター」事業が今後も継続されれば、性暴力被害者支援について各支援機関が情報交換する場の確保につながると考えられた。

5. 実施後の課題（現状）

- ① 「性暴力被害者のためのバーチャルワンストップ支援センター」について、各支援機関内での周知がまだ徹底されていない。被害者への二次的被害やたらいまわしを防ぐため、性暴力被害者への対応を学ぶ研修会の開催等も含め、支援担当者の理解と情報へのアクセス周知が望まれる。
- ② モデル事業が短期間であったため、兵庫県下と政令指定都市である神戸市下の各支援機関と連携をはかることが困難であり、本会議への参加も十分募れなかった。今後は兵庫県と神戸市が協力体制をとり、被害者を中心としたより円滑な連携システムが必要とされる。
- ③ 被害者のニーズは多岐にわたるため、今後は行政機関だけでなく、民間団体や当事者の自助グルー

プも含めた情報共有の場を構築していく必要がある。

兵庫県：インターネット上での性暴力被害者支援ネットワーク構築（被害者支援体制の構築・強化）

1. 実施前の課題

- ・ 兵庫県においては政令指定都市である神戸市や阪神地域のような都市部に比較し、県南部の淡路島や県北部の但馬・丹波、県西部の西播磨といった郡部では、性暴力被害者（性犯罪被害者を含む）の利用できる支援機関や医療機関が限定される。これまで2年間のモデル事業のなかで県立尼崎総合医療センター内に開設された性暴力被害者支援センター・ひょうごを中心とした医療、警察、法律、心理ケアといった多機関における連携を、全県的に拡充することは兵庫県の重要課題であった。
- ・ 医療や警察といった被害直後の支援と、法律相談や生活相談およびカウンセリングといった中長期の支援は、かかわる機関や利用できる資源が異なることが支援の分断につながり、行政上の役割分担や距離的な障害から支援機関同士の情報共有や連携が十分とは言えない現状がある。
- ・ 兵庫県警の発表や性暴力被害者支援センター・ひょうごの報告でも被害者の約半数は18歳未満であり、若年者が利用しやすいツールでの情報提供が必要である。
- ・ 各支援機関のリーフレット等紙媒体の案内は作成や郵送にコストがかかり、かつ周知に時間がかかることから、インターネットを利用して情報更新が低コストで容易に行えるシステムが検討された。

2. 実施による成果目標

- (1) 兵庫県における性暴力被害者支援機関一覧（住所、電話番号、ホームページアドレスやメールアドレス等）を集約したウェブサイト「バーチャルワンストップ支援センター」と命名し、ウェブ作成の段階から関連する機関との会議（ネットワーク会議）をもち、周知のための研修会を開催することによって顔の見える連携を構築する。
- (2) 個々の機関の支援内容をインターネット上に提示することによって、被害当事者および支援者が速やかに必要な機関を検索し、連絡することができる。
- (3) インターネットを用いることにより情報の地域格差をなくす。

3. 実施結果

【バーチャルワンストップ支援センターの特徴】

- ① 支援を受けたい地域
- ② 被害の種類（性犯罪、性虐待、DV、その他）
- ③ 被害からの経過時間（72時間以内、1週間以内、1か月以内、1か月以上、10年以上）
- ④ 困っていること（病院での手当てを受けたい、加害者を捕まえて欲しい、家にいることができないなど）

利用者が上記①～④の該当する項目をチェックしていくと、必要な支援の連絡先やホームページがリストアップされる。できるだけシンプルにするために、性暴力被害に関する用語や緊急避妊ピルの

解説は他のホームページにリンクさせた。また、ウェブ内にメール相談（同モデル事業）も設け、被害者が支援機関を検索できるだけでなく、相談する場も設定した。

平成 28 年 5 月 26 日第 1 回ワーキング及び 7 月 14 日第 2 回ワーキング（同モデル事業）において、関係機関に事業内容の説明と協力を依頼し、情報収集を開始した。8 月 15 日より完成したウェブを公開した。

マスコミ取材（毎日新聞、神戸新聞、NHK）

【広報】

兵庫県内 6 か所の医療機関での研修（同モデル事業）および以下の講演、研修時にウェブを供覧した。

- ・ 9 月 4 日 「性虐待を受けた子どもへの支援の現状と課題~支援のゴールを考える」性暴力被害者支援センター・ひょうご 支援者研修シンポジウム
- ・ 11 月 14 日 同志社女子大学 女性のための医療
- ・ 11 月 14 日 兵庫県犯罪被害者連絡協議会
- ・ 11 月 18 日 「こどもの性被害対応について」豊岡こども家庭センター
- ・ 11 月 24 日 平成 28 年度秋の日産婦医会・社保・運営合同委員会
- ・ 12 月 11 日 思いがけない妊娠 SOS 従事者研修会

【各研修時のアンケート】

- ・ 被害者の方もそうだと思うのですが、私たち支援者も地域にどのような支援機関があるのか知れることは非常にうれしいことだと思いますので、今後バーチャルワンストップ支援センターを利用させていただきたいと思います。
- ・ バーチャルワンストップ支援センターについては課内で話を出していこうと思います。
- ・ バーチャルのサイトがとてもいいと思いました。カウンセリングルーム/学校の掲示板に、サイト、連絡先などを掲示したいと思います。
- ・ バーチャルワンストップなどの多機関連携は、被害者の方の負担軽減のためには必要だと考えています。
- ・ こどもたちにも知ってほしい。子ども向けのサイトを作ってほしい。

【利用者からの意見】

24 時間 365 日利用でき、自分で調べられる点がよい。

住まいや希望の選択などゲーム感覚で進んでいくのがよい。

一人で探すのはどこを探していいかわからなかったのが難しいと思っていた。バーチャルから男女共同参画センターのホームページを見ていたら、そこでも仕事のことについての相談を受けていることがわかって驚いた。

【掲載機関数】

研修や講演時には広報と共にウェブへの掲載協力も募り、最終的な掲載機関は 45（医療機関 23 それ以外 22）となった。

医療機関以外の掲載：

兵庫県警察、兵庫県警レディースサポートライン、兵庫県こども家庭センター、兵庫県こころのケアセンター、兵庫県精神保健福祉センター、法テラス兵庫、兵庫県弁護士会 犯罪被害者無料相

談、兵庫県産科婦人科学会、公益社団法人ひょうご被害者支援センター、性暴力被害者支援センター・ひょうご、思いがけない妊娠SOS、兵庫県男女共同参画センター、神戸市男女共同参画センター、芦屋市男女共同参画センターウィザスあしや、兵庫県女性家庭センター、全国HIV/AIDS・性感染症検査・相談窓口サイト、女性のためのDV相談室、尼崎市立女性センタートレピエ、芦屋市配偶者暴力相談支援センター、あすか製薬（緊急避妊ピル）、パープルラボ（性暴力被害者支援サイト）

【12月31日までのアクセス解析】

総アクセス数	1623
総ユーザー数	1122
総アクセス数における新規訪問率	69%(リピート率31%)
総ページビュー数	5151
平均滞在時間	2分28秒
閲覧環境	パソコン50%、スマートフォン45%タブレット5%
閲覧地点	兵庫県31%、大阪府22%、東京都20%、43都道府県よりアクセス

4. 実施の成果

これまでも各被害者支援センターのホームページや豊島区のアプリ、「パープルラボ」といった性暴力被害者向けのサイトはあったが、本モデル事業の「バーチャルワンストップ支援センター」のように県単位の情報サイトは全国でも初めての取り組みである。特に当事者が必要な支援内容や支援機関を自分で選択できることは画期的な点であると評価された。

モデル事業実施機関の4ヶ月半(8月15日~12月31日)にのべ1623人がこのウェブにアクセスし、閲覧地域は43都道府県にのびた。この期間に兵庫県在住で他府県において被害に遭い、「バーチャルワンストップ支援センター」を検索して性暴力被害者支援センター・ひょうごに来所された利用者もあった。警察の情報は同県内に限定されているために、被害者の居住地近くで利用できる支援を検索できるシステムが有用であった事例である。

各研修のプレゼンテーションでは、子どもたちの被害が切実な学校現場やスクールカウンセラーからの反響が大きかった。インターネットであれば、子どもたちが教師に直接被害を開示しない場合でも、利用できる情報として案内することができ、早期に支援とつながるきっかけになる可能性がある。

「バーチャルワンストップ支援センター」そのものの目新しさと共に、支援機関が性暴力被害について話し合い、協力しあうツールとしての活用が大きな成果であったと言える。作成段階での情報収集から性暴力被害者にかかわる支援機関の担当者が「自分たちのできること」について率直に意見交換し、横断的に連携する素地ができた。

「バーチャルワンストップ支援センター」の研修や広報にあたっては兵庫県産科婦人科学会の協力を得ることができ、医療機関リストに23の病院・クリニックが掲載されたことは他の支援機関にとって大きな安心である。さらに医療機関にとっても、被害者が相談した場合に次につなぐ支援機関が一覧できることで医療者の負担も軽減されると考えられる。

また情報提供の働きかけや研修での顔の見える連携が、性暴力被害者支援の情報が少ない地域のリ

ソースの掘り起こしにつながった。特に郡部では、顔見知りに出会うことのない離れた医療機関への受診を希望する可能性も考えられ、当事者だけでなく、相談機関にとっても案内する際に利用する価値がある情報である。研修会の出席者やアンケートへの回答からも、被害者にかかわる機会の少ない郡部の方が都市部に比較し、ウェブでの検索システムへの期待が大きかったことは、情報格差の是正にITが寄与できる可能性を示す。

5. 実施後の課題（現状）

(1) 内容の整備と広報

半年間のモデル事業であったため、兵庫県内での広報や周知に限界があった。今後は民間団体も含めた掲載機関の拡充が課題である。

また学校関係者への啓蒙と周知、および被害が開示された時に諸機関につなげるシステムの構築も重要であり、各地域の関係者を巻き込んで研修を行っていくことが有用である。子どもたちの利用を想定した内容や言葉遣いを盛り込むこともポイントである。

(2) 運営

「バーチャルワンストップ支援センター」はあくまでも情報の集約サイトであるため、確実に支援とつながることができるよう運営の主体となる支援機関は必要である。

また掲載許可やクレーム処理も含めたフィードバックなど支援機関との細かいやりとりを継続していかなければ、利用者のトラブルにつながる可能性がある。

さらに、定期的なネットワーク会議開催による情報更新を行い、担当者と各機関の「いま」の状況、情報の鮮度を上げる努力が重要である。

兵庫県：各地域産婦人科等拠点病院での研修会（相談支援機能の拡充・強化）

1. 実施前の課題

性暴力被害者（性犯罪被害者を含む）に対して被害直後からの途切れない総合的なサポートを目指し、兵庫県においては県立尼崎総合医療センター内に開設された「性暴力被害者支援センター・ひょうご」を中心に医療、警察、法律、心理ケアといった多機関における連携が2年間のモデル事業とともに行われてきた。しかしながら被害者が利用できる被害相談は広域な兵庫県内全域をカバーしておらず、地域格差が大きな課題であることが平成27年度の総合支援モデル事業における連携強化会議で指摘された。

また、医療や警察といった被害直後の支援と、法律相談や生活相談及びカウンセリングといった中長期の支援は、かかわる機関や利用できる資源が大きく異なり、行政上の役割分担や距離的な障害から支援機関同士の情報共有や連携が十分とは言えない現状がある。

2. 実施による成果目標

兵庫県を6医療圏に分け、地域医療の拠点となる施設において、「性暴力被害者への急性期対応 医療機関の役割」というテーマで1か所あたり50人規模の研修会を開催する。

研修対象と成果目標は以下の通りである。

- ① 産婦人科医を中心とした医療従事者に対し、性暴力被害者に必要な医療的知識を提供する
- ② 医療以外の支援機関に対し、医療機関で行える支援を理解し、顔の見える連携を構築する
- ③ 学校関係者やカウンセラー等被害者が最初に被害を開示する可能性のある職種への啓もうおよび相談しやすい環境を作る
- ④ さらに、今研修を通じて拠点病院や協力病院となりうる医療機関、地域で利用できる支援のソースの掘り起こしをはかる

3. 実施結果

(1) 広報

- ・連携強化会議（ネットワーク会議）の参加機関へチラシ配布
- ・県健康福祉部を通じ各地域のDV被害者支援担当課、男女共同参画センター、こども家庭センターへメールで案内
- ・県警被害者支援室を通じ各地域の警察署へ案内
- ・県弁護士会、地方検察庁へ案内
- ・兵庫県看護協会を通じチラシ配布（200）
- ・警察の協力医療機関あてに案内状送付（約50）
- ・地域の産婦人科医会を通じてチラシ配布
- ・下記③⑤⑥は共催製薬会社による兵庫県産婦人科医師へチラシ郵送（約1400）
- ・スクールソーシャルワーカーのメーリングリスト
- ・新聞取材（毎日新聞 神戸新聞）

(2) 参加者

総計：201名（医療機関128名 関係機関73名）

地域	会場	日にち	時間	医療機関 (人)	関係機関 (人)
①阪神	尼崎医療生協病院	8月20日	15:00 17:00	23	5
②神戸	神戸市立医療センター 中央市民病院	8月29日	17:30 19:00	17	13
③東播磨	明石医療センター	10月13日	18:00 19:30	7	11
④淡路	県立淡路医療センター	10月26日	18:00 19:30	10	7
⑤西播磨	姫路市医師会館	11月10日	19:30 21:00	42	13
⑥但馬	公立豊岡病院	12月1日	17:30 19:00	29	24

(3) アンケート

回答数 144 平均回答率 73.5% (64.3%阪神-83.3%明石)

理解度：

	よく理解できた	理解できた	どちらでもない	あまり理解できなかった	理解できなかった
①阪神	11	7	0	0	0
②神戸	8	12	0	0	0
③東播磨	5	10	0	0	0
④淡路	8	6	0	0	0
⑤西播磨	26	11	0	0	0
⑥但馬	24	14	1	1	0
全体	82(56.6%)	60(41.4%)	1(0.6%)	1(0.6%)	0(0.0%)

意見・感想（抜粋）：

〈講演内容〉

- ・なかなか医療（特に産婦人科系）の話を聞く機会がなかったので勉強になりました。一人でも多くの被害者の方に情報が届くようにと思いました
- ・医療するうえで暴力被害者が主体であることを忘れてはいけないという事がよくわかりました。産婦人科はとてデリケートな科である事を改めて痛感しました。性被害にあった人への配慮、環境整備、人への配慮、被害状況の説明を詳細に聞く必要はない。など診察のポイントなども理解することができました。被害者の方に対する心理的援助はずっとその人の人生に大きく影響する。又男性の方が影響が高いことも知りました。“最初の対応が今後を決める”事を心にとめておきたい。
- ・性暴力被害者の心理やその支援者の心理についてよく理解できました。そのことを理解して対応していきたいと思います。
- ・分かりやすい話でした。島内でも被害の話を聞くので知っておかなければならないと思う。見知らぬ人から夜道でというイメージが強かったですが、家庭内でも起こる事である事を念頭に置かないと思いました。
- ・すごく学びが多く深かったです。これだけ性暴力のことが問題になっているのに、どう対応していったらいいか知らなかったのが、今後の関わりにすごく参考になる。又、当院でよりよい関わりができるかといわれるとかなり不安がある（ねほりはほり聞いたり、被害者を責める）。研修会の学びを同僚に伝え、被害者への対応のあり方を検討していきたい。
- ・相談の場で、可能性は低いと思いますが、万一、そんなケースに出会った時に、何かしら思いついたり、どう動くべきか考えられたりができたらと思い参加しました。

〈医療従事者〉

- ・技術職ではないので治療に携わることはないですが、問い合わせや受付での対応などで、どのように対応するべきか、二次被害のことなどわかりました。
- ・医療者はトラブルに巻き込まれる（深入りしたくない）ことを心配します。医療者を守る姿

勢やシステムも考えていただきたいと思いました

〈警察の対応〉

・私が勤務する中でも確かに警察の被害者に対応する姿勢に疑問を感じる場面が多々あります。被害の届け出を受ける側として必要な捜査と被害者のケアが相反するところが多く、1つ1つの対応に悩む場面が多いです。性被害に対応する警察官がこのような講義を積極的に受講し、自分達で改善していく姿勢を持つことが必要だと感じました。

〈教育機関から〉

- ・小中学生の早期から、正しい知識の普及や性教育の必要性を再認識しました。被害に遭った対象者への配慮のある支援に心がけたいと思います。
- ・性教育講演会に行った学校（私は県下の県立高校を中心に）の養護教諭の先生に対して も、性教育講演会を行った人は（特に産科医）は「72h以内」の話をその先生だけでは少ななくても積極的にいき、その先生方の「支援者」にもなってほしいと考えます。

〈顔の見える連携〉

- ・参加する事でたくさんの機関とネットワークができる事、支援の大切さもあらためて感じます。できる限り女性センターも職員全員がこのような研修に参加したいと思っています。
- ・講義も大変ためになりましたが、その後の施設の方々の紹介もよかったです。顔の見える関係づくりはいいと思いました。
- ・Discussion では今まで全く知らなかった（接触する機会がなかった）心理士の方や公的機関の相談員の方々の話がとても新鮮でした。これらの人々も巻き込んだ支援の輪が少しずつ広がっていければ、支援センターの将来も明るいと思いました。

〈今後に向けて〉

- ・尼崎が本部で兵庫県の各地域にサテライト施設が出来るのは理想的ですが、各地域で支援員（相談員）を育てていかなければ、なかなか協力医療機関だけでは対応しにくいと思われました。（公的な支援が必要だとつくづく思います）

4. 実施の成果

イ) 知識の習得と情報の共有

アンケートでは「性暴力被害者の診察」について初めて学んだという声が多く、これまで医療や看護の分野で取り上げられることのなかった知識を習得することができた。参加者は産婦人科医師や看護師だけでなく、会場となった医療機関の受付担当や医事課職員、ソーシャルワーカー、小児科や救急部の医師も含まれ、病院全体で取り組んでいく姿勢が感じられた。

研修内容は「性暴力被害者の心理」や「二次被害の防止」も網羅しており参加した支援機関（学校関係者を含む）にも被害者対応の際に必要な知識を習得する機会となった。

参加者のアンケートからは今回の研修内容を職場へ持ち帰り共有していく旨の回答もあり、行政機関や女性センター、学校、マスコミ等での同様の研修要望もあった。実際に「性暴力被害者支援センター・ひょうご」への研修依頼も入ってきている。

ロ) 顔の見える連携

会場となる医療機関との打ち合わせや、他の支援機関への研修の案内・広報の段階から、それぞれの取り組みの現状や課題を話し合うことができた。

各研修会では兵庫県警が医師会と協力して作成した「性犯罪被害者対応マニュアル」や「警察への協力医療機関リスト」を医療機関に配布したが、各回用意部数が足りなくなるほどの希望があったことは、警察関係者のマニュアル周知への取り組みの刺激ともなった。

研修会は地域の産婦人科医会の協力で、専門医制度研修会として県内の全産婦人科医師に案内を郵送したことで多くの産婦人科医師が参加した。研修を通じ性暴力被害者への医療支援の重要性を理解してもらうことができ、結果として同モデル事業である「バーチャルワンストップ支援センター」協力医療機関リストへ掲載許可する医療機関の増加につながった。

また研修終了後には地域の支援機関を紹介してもらう「意見交換」の試みが一種の「異業種交流」として大変評価された。その中では医療機関から警察への要望、こころのケアができる機関についての情報提供、シェルターの紹介、思春期の性教育を実践する助産師の提言等もあり、多職種が参加することで横断的に情報が共有され、相互理解につながった。

研修会後には養護教諭やこども家庭センターと医師が名刺交換をする場面やカウンセラー同士での交流も見られた。

ハ) 地域で異なる課題

都市部では被害件数が多く、現状では夜間や休日など対応可能な医療機関に集中する傾向があること、警察からの受け入れに伴うトラブルが散見されることが指摘された。一方、地方においては受診出来る医療機関が一か所しかなく、被害と言いつらい、性被害とわかってしまうため緊急避妊ピルも処方しにくいとの意見も出た。また地方ではこういった社会医学的な研修会自体が珍しく、都市部よりも参加者は多い結果となった。性暴力被害者支援に関して各地域で抱える課題は異なっており、産婦人科医療を中心に、共催した地域の産婦人科医会や基幹病院を巻き込んで、それぞれの課題へ取り組んでいく素地ができた。

5. 実施後の課題（現状）

性暴力被害者支援に関して広範な県全体をカバーし、行政機関を横断的に実施する本モデル事業のような試みはこれまでになく、各研修会において各分野から今後必要な取り組みとして挙げられたものを以下に示す。

- ・警察と医療機関との研修事業
- ・地域の拠点病院での集中研修（医療、法律、心理、ジェンダーなど）
- ・心理面での被害者支援ネットワーク
- ・教育現場での予防啓発活動

今回の研修はすべて夕方からの業務時間外であったため、個人の勉強にとどまった側面もあった。今後の方向性として研修の主体を行政の窓口に一本化して業務としての参加を促すとともに、ネットワーク形成を民間団体にまで広げていく柔軟さも必要とされる。

また企業の共催も官民連携として広報などの面で有用であることが今回の研修で明らかになった。

1. 実施前の課題

性暴力被害者支援センター・ひょうご(以下、支援センター・ひょうご)は県内で唯一の性暴力被害者に特化した支援を行っている団体であるが、支援員の人数不足などで相談者の都合に合わせた支援体制が構築できていない。しかし、そのような制限のある中でも、相談者が支援につながりやすい体制を作り上げることが求められている。

- (1) 支援センター・ひょうごにおいて、平成 27 年度の相談電話の件 195 件中 42 件は被害者年齢が 18 歳未満であった。電話の相談で年齢や本人かどうかの確認は困難であるが、42 件のうち被害者本人が架電し、18 歳未満と表明した件数は 3 件であった。18 歳未満の被害者をはじめとする若年層が相談しやすい体制が課題となっている。

架電が少ない理由として

- ① 電話よりもメールや SNS などの文章を媒介としたツールに慣れ親しんでいる
- ② 電話相談の開設時間である平日 9 時半～16 時半という時間帯は、学生の場合、授業などで架けにくい

などが考えられる。

- (2) 平成 27 年度モデル事業において聴覚障害者の当事者団体や支援団体からは電話だけでなく、FAX やメールでの連絡手段の要望が寄せられている。

2. 実施による成果目標

上記のことから電話での相談が困難な場合でも、また夜間、休日でも、相談可能なシステムの一つとしてメール相談は有用であると考えられる。以下の点をメール相談の成果目標とした。

- インターネット上で、メール相談窓口を常時開設する
- 何らかの理由で電話での相談が難しい場合でも文章でのやりとりができるようにする。
- メール相談から、電話や来所での相談へつなぐ

3. 実施結果

- (1) 枠組み

- ・ メール相談専用アドレスを取得する。
- ・ 支援センター・ひょうごのホームページ（及び携帯サイト）上にメール相談フォームを設置し、相談者が必要事項を入力して送信するシステムとする。必要事項については匿名性を高くすることを重要視し、名前（仮名可）、メールアドレス、居住地（兵庫県内か県外）、相談内容とし、居住地のみ任意入力にする。
- ・ 相談メールが着信したことを相談者に知らせるための自動配信機能をつける。
- ・ カウンセリングではなく情報提供を目的とするので、メールでのやりとりは 3 往復までとする。
- ・ ホームページ（及び携帯サイト）上に「個人情報の保護、返信は遅くなることもある、相談は 3 往復までとする」などの留意事項を掲載する。
- ・ 添付ファイルがあったとしてもウィルスの可能性があるので開かないこととする。

- ・ 事務所以外でも支援員がメール相談を閲覧できるようにする。
- ・ 返信メールで支援センター・ひょうごの相談電話番号を紹介する。
- ・ 返信の体制について

当初、メール相談担当者がメール相談内容を確認し返信するとしたが、心理的負担が大きいということで、少なくとも2人以上が返信内容を推敲して返信することとした。理由は以下の2点である。

- ① メールから読み取れる、あるいは発信できる情報量は面談や電話での相談に比べ格段に少ない。少ない情報から必要な情報を精査していくことが求められる。
- ② メールは対話と違い即座の修正ができないうえに、文章として残ってしまうので、相談者に対し不安感を与える内容にならないよう配慮が求められる。

(2) 広報

- ・ 性暴力被害支援センター・ひょうごのホームページ
- ・ 学校での性教育講演
- ・ 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム(平成28年7月29日)
- ・ 聴覚障害者団体への案内送付
- ・ マスコミ取材(毎日新聞)
- ・ バーチャルワンストップ支援センター(平成28年度モデル事業)
- ・ あまがさき女性フォーラム(平成28年11月27日)
- ・ 性暴力被害者支援情報サイト“ぱーふる・ラボ”
(“ぱーふる・ラボ”は性暴力被害当事者が個人で運営しているサイト。「性暴力のない社会、二次被害のない社会、被害者が生きやすい社会を目指し」作成されている)

(3) 相談内容(平成28年7月1日～12月31日)

延べ相談件数	15件
相談者数	10人

※別途、関係機関からの問い合わせが3件

〈内訳〉

相談者	
本人	7
本人以外	3

加害者	
顔見知り	6
不明	4

被害内容(重複あり)	
強姦・強制わいせつ	6
性虐待	1
デートDV	1
二次被害	2
その他・不明	2

被害からの時期	
現在も継続	2
1週間以内	1
2週間以内	1
過去の被害	6

メールの着信日時(件数)	
時間外	10
時間内	5

居住地	
県内	8
県外	2

※支援センター・ひ
ようごの開設時間

メールの往復 2 回 : 2 人 3 回 : 1 人

〈相談から見えたこと〉

- ・ 二次被害の心身への影響
- ・ 職場での被害が「職場のセクハラ相談」につながっていない。
- ・ 警察への失望と期待の両方が見受けられた。
- ・ 緊急性があるものであっても電話での相談にはつながらなかった。
- ・ 加害者は顔見知りが多い。
- ・ メールでは年齢や本人かどうかの確認はできないが、被害者年齢を未成年と表記したケースは 2 件あり、相談者 10 人の内 7 人が被害者本人からのメールであった。
- ・ 県内にチェックを入れた相談者が多かった。

4. 実施の成果

(1) 相談者にとってのメリット

- ・ メール相談によって「電話で相談する」というハードルを下げ、電話相談につながった (1 件)。
- ・ 相談者自身がメールの作成を通して、葛藤を言語化し、生き延びてきた過程を再確認できるという効果も考えられる。
- ・ メールが発信時間帯には 23 時台 (3 件)、1 時台 (1 件)、3 時台 (1 件) など深夜のケースも散見された。相談者のペースで書きたいときに書き、送信していることがわかる。
- ・ 電話であれば通話料がかかるが、メール相談はそれより安価である。

(2) 支援側にとってのメリット

- ・ 相談内容が文章になっているので電話相談よりも全体像がつかみやすい。
- ・ メールという相談ツールは電話と違って、時間の余裕があり、複数での対応ができる。支援員がそれぞれ、相談者の状態やニーズを示すと判断した言葉や文章を取り出して話し合い、どこに焦点を当てるかを精査し、不安感を与えないよう言葉を選んで文章を作成することができた。
- ・ メール相談の返信案の推敲作業において、支援員が相談者の文章のどこに反応してしまうかなどがよくわかり、相談者の気持ちに寄り添うという原則を改めて確認することができ、支援スキルのアップにつながった。

5. 実施後の課題 (現状)

(1) 広報先と方法

- ・ 18 歳未満や若年層

性教育講演の機会を通じて周知しているが、中学、高校などは教育委員会と連携していくことも課題である。大学へはハラスメント相談窓口にリーフレットを配布しメール相談の周知の協

力を依頼するのも方法だろう。

- ・ 職場でのセクハラ相談窓口

セクハラ相談窓口の一つである労働局雇用均等室への協力依頼が求められる。

- ・ 聴覚障害の当事者団体や支援団体

当事者団体などへの周知については、平成 26 年度、平成 27 年度モデル事業の出前講座で形成してきたネットワークを始め、県内の関係団体への協力を求めていく必要がある。

(2) メール相談の継続の必要性と課題

- ・ 常時開設できるメール相談は相談者のペースで相談できるツールとして有用なことが明確になった。相談者のペースで相談ができることで、電話や来所での相談へのステップともなりうる。
- ・ 返信は支援センター・ひょうごの開設時間内となっており、緊急性がある場合の対応に課題が残った。
- ・ 1 回のやり取りで終わったケースは 7 人であった。このことから今回設定した 3 往復という相談回数は相談者のニーズに即しているのかどうか、検証する必要がある。また匿名性の高いメールを使わざるを得ない状況にある相談者に対し、一律に電話や来所相談につなぐ必要性はあるのかという点についても同様である。
- ・ インターネットという性格上、個人情報を守るためのセキュリティには十分留意することが重要である。そのうえで、メール相談の特性を踏まえ、返信に要する期間、相談回数、返信内容などを検討しながら、継続していくことが求められる。

兵庫県：支援員養成のためのテキスト作成（相談支援機能の拡充・強化）

1. 実施前の課題

性暴力被害者支援センター・ひょうごでは、設立当初から、6 ヶ月に及ぶ支援員養成のための連続講座を実施している。

年度	講座数	のべ講師数	参加人数
2013 年度	20	20 人	6 人
2014 年度	22	22 人	16 人
2015 年度*	9	9 人	6 人
2016 年度	20	20 人	32 人

*実践編のみ開催、基礎編は大阪 SACHICO と共催

習得すべき分野は、ジェンダー、被害者心理、医療的支援、法的支援、警察の支援、子どもへの支援、男性・多様な性への支援、支援員のスタンス、支援の実際(相談の基本、ロールプレイ)、セルフケア、サバイバー（被害当事者）から学ぶなどで構成されている。

課題として、以下の 3 点が挙げられてきた。

- ① 同じ分野でも講師ごとに内容が異なり、また社会変化により内容が変わる。

② 支援員はすべての内容が必修であるが、講座を欠席するとその知識が欠如したまま支援に入ることになる。

③ 講座が無料であった 2016 年度を除き、充実した内容であっても参加者数は多くはない。

2. 実施による成果目標

- ① 支援員の習得すべき内容の標準化
- ② 性暴力被害者支援に関わる必要な知識の共有

3. 実施結果

- ① 性暴力被害者支援センター・ひょうごが企画してきたこれまでの養成講座の内容からテキスト作成する 5 分野を選定し、精通する専門家に執筆依頼した。

タイトル	執筆者（所属）	概要
リプロダクティブ・ヘルツ/ライツと性暴力	池田裕美枝 氏 (神戸医療センター 中央市民病院産婦 人科副医長)	リプロダクティブ・ヘルツ/ライツとは性と生殖に関わる健康と権利をさす。性暴力を犯罪という視点だけで照射するのではなく「意に反して性的健康を阻害されること」という認識を深める。
医療のできる支援	田口奈緒 氏 (県立尼崎総合医療 センター産婦人科 部長)	被害直後 72 時間以内にできる医療のサポートは被害者にとって大きい意味がある。医療者は本人の必要とすること、希望することを優先し、ケアを提供する。治療にあたっては説明と同意を得る過程が大切である。
性暴力被害者の心理	有園博子 氏 (国立大学法人兵庫 教育大学大学院 臨 床心理学教授)	性暴力被害後初期に起きる身体的心理的行動上の反応は“重大で危機的な出来事に遭遇した人に誰しも起きる当たり前の反応”である。社会的スティグマに対し「あなたは悪くない」と伝え、二次被害を防ぐことが重要である。
法的にできる支援	西部智子 氏 (弁護士)	被害者を支援する法的手続きの代表的なものには、民事手続きと刑事手続きがある。弁護士と連携して法的手続きを行うことで被害者の心理的負担は軽減される。
支援員のスタンス	福岡ともみ 氏 (性暴力被害者支援 センター・ひょうご 事務局長)	被害者に敬意を払い被害者の意思を尊重し、要望に沿った支援を行う。支援の場の権力関係を自覚し、二次被害を防ぐ。支援員自身もセルフケアをする

② ページ数 27 頁（表紙・裏表紙含まず）

③ テキスト作成部数： 50 冊

④ 配布先

平成 28 年度養成講座受講生 32 部

現支援員 10 部 関係機関 8 部

⑤ 感想

「テキストがあると講義で聞くだけよりわかりやすい」「復習しやすい」「よくまとまっている」「自分の仕事(支援職)の上でも参考になる」との感想が寄せられている。

4. 実施の成果

① 習得すべき内容の標準化について

性暴力被害者支援をおこなう相談員に最低限必要な知識をまとめることができた。

② 性暴力被害者支援に関わる必要な知識の共有

従来の配布資料と比較して、テキストにしたことで、講座後に知識の整理がしやすく、また講義を欠席した場合でも、習得すべき内容を補填することが可能であった。

作成されたテキストは他の相談機関においても活用できる可能性が示唆された。

5. 実施後の課題（現状）

① 5分野以外のテキスト作成

平成 27 年度の性暴力被害者支援センター・ひょうごへの来所相談（22 人）のうち 36%が 18 歳以下であり、急増する子どもの被害への支援について早急なテキスト作成が望まれる。また男性・多様な性への支援について言及したものは少ない現状からこの分野についても基本的知識についてまとめたものは必要である。

② テキストの更新

兵庫県での支援の拡充、刑法改正の動きなど性暴力被害者支援を取り巻く情勢変化も予測され、テキスト内容の定期的な更新が必要となる。

③ 配布の工夫

二次被害(セカンド・レイプ)防止のため、性暴力被害相談対応の基本について関係機関において研修を実施するとともにテキストを配布していく。

④ 今後の課題

兵庫県は広く、支援の地域格差が課題となっている。DVD 学習や eラーニングなども取り入れた研修も視野に入れるべきであろう。